

平成 28 年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議について

1. 開催目的

平成 28 年 6 月 3 日に施行された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 6 第 2 項の規定により、地方公共団体においては、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされた。

また、「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉及び教育の連携の一層の推進について」（平成 28 年 6 月 3 日付連名通知）では、医療的ケア児を地域で支えられるようにするため、各分野の関係者が一堂に会し、課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場の設置、開催をお願いしたところであり、関係省庁においても全国規模での各分野を交えた合同会議の場を設け、自治体同士が意見交換を行う必要があるため、合同会議を開催する。

2. 会議日程（予定）

時 間	内 容
12:15～13:00	受付
13:00～13:05	開会の挨拶
13:05～13:45	行政説明 ①障害保健福祉部障害福祉課 ②医政局地域医療計画課 ③雇用均等・児童家庭局保育課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、内閣府子ども・子育て本部 ④文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
13:45～14:45	自治体報告①（大阪府、鹿児島県）
14:45～15:00	休憩
15:00～16:00	自治体報告②（千葉県、北九州市）
16:00～17:00	その他の取組報告 ①医療的ケア児に関する厚生労働科学研究の経過報告 ②公益財団法人日本財団の医療的ケア児に関する取り組み ③熊本地震における医療的ケア児支援体制整備